



困っています！

清掃事務所から市民の皆様へのお願い

清掃事務所では、市内から出る年間約24,000トンの燃えるごみを焼却処分しています。しかしながら、下の写真のように、本来持ち込まれてはいけない燃えないごみや燃えにくいごみが混入していると、装置内で灰の詰まりなどが生じ、たびたび運転を停止しなければなりません。



長さが1m以上あるトタン板



直径30cmの丸太
(※木は太さ10cm以下にする)



詰まり除去作業

材質は燃えるごみでも、大きさに制限があるのは、燃え残って装置に悪影響を与えてしまうからなんだね。ルールはきちんと守ろう！



写真のように、不燃ごみや燃える材質でも大きさが制限を超えて焼却に適さない物は、設備の中で詰まりを起こし、取り除くためには右の写真のように危険な作業を行う必要があります。

詰まりの状況によっては3日間もごみを燃やすことが出来ず、ごみの処理に大きな影響を及ぼします。ごみを安定的に処理するために、ごみの分別は徹底していただきますようお願いいたします。